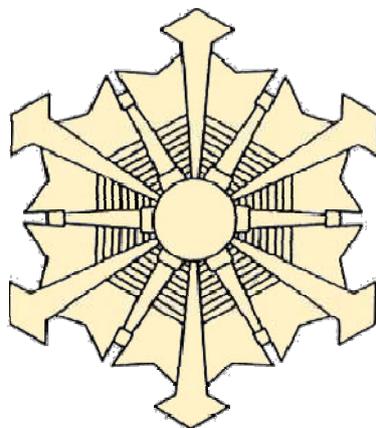


令和5年2月

砺波地域消防組合議会

定例会会議録



砺波地域消防組合議会

本議会に付議された議案等の件名

議席の指定

議席の一部変更

会議録署名議員の指名

会期の決定

議長の選挙

副議長の選挙

議会運営委員会補欠委員の選任

議案第1号 令和5年度砺波地域消防組合一般会計予算

議案第2号 令和5年度砺波地域消防組合歳入予算における構成市の分担金の額について

議案第3号 令和4年度砺波地域消防組合一般会計補正予算（第2号）

議案第4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第5号 砺波地域消防組合職員の定年等に関する条例の一部改正について

議案第6号 砺波地域消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて

報告第3号 専決処分の報告について

議員提出議案第1号 砺波地域消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

議案第7号 砺波地域消防組合監査委員の選任について

報告第8号 砺波地域消防組合監査委員の選任について

令和5年2月砺波地域消防組合議会定例会目次

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
開議及び閉議の日時	2
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため議場に出席した者の職・氏名	2
職務のため議場に出席した事務局職員	3
開会	3
議席の指定	3
議席の一部変更	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
議長の選挙	5
副議長の選挙	7
議会運営委員会補欠委員の選任	8
議案第1号から議案第6号まで及び報告第1号から報告第3号まで	
提案理由説明（夏野修管理者）	9
議会運営委員会委員長、副委員長の互選結果報告	11
提出議案に対する質疑（一般質問）	11
討論（議案第1号から議案第6号まで及び報告第1号から報告第3号まで）	16
採決（議案第1号から議案第6号まで及び報告第1号から報告第3号まで）	17
議員提出議案第1号	
提案理由説明（古軸裕一議員）	18
提出議案に対する質疑	18
討論（議員提出議案第1号）	19
採決（議員提出議案第1号）	19
議案第7号	
提案理由説明（夏野修管理者）	19
採決（議案第7号）	20
議案第8号	
提案理由説明（夏野修管理者）	21
採決（議案第8号）	21
閉会の挨拶（田中幹夫副管理者）	22
閉会の宣告	22

令和5年2月砺波地域消防組合議会定例会会議録

1. 議事日程

- 第1 議席の指定
- 第2 議席の一部変更
- 第3 会議録署名議員の指名
- 第4 会期の決定
- 第5 議案第1号 令和5年度砺波地域消防組合一般会計予算
- 議案第2号 令和5年度砺波地域消防組合歳入予算における構成市の分担金の額について
- 議案第3号 令和4年度砺波地域消防組合一般会計補正予算（第2号）
- 議案第4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第5号 砺波地域消防組合職員の定年等に関する条例の一部改正について
- 議案第6号 砺波地域消防組合個人情報保護に関する法律施行条例の制定について
- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて
- 報告第3号 専決処分の報告について
(提案理由説明、一般質問・質疑、討論、採決)
- 第6 議員提出議案第1号 砺波地域消防組合議会の個人情報保護に関する条例の制定について
(提案理由説明、質疑、討論、採決)

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 議席の一部変更
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 会期の決定
- 追加日程 議長辞職の件
- 追加日程 議長の選挙
- 追加日程 副議長辞職の件
- 追加日程 副議長の選挙
- 追加日程 議会運営委員会補欠委員の選任
- 日程第5 議案第1号 令和5年度砺波地域消防組合一般会計予算
- 議案第2号 令和5年度砺波地域消防組合歳入予算における構成市の分担

金の額について

議案第3号 令和4年度砺波地域消防組合一般会計補正予算（第2号）

議案第4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第5号 砺波地域消防組合職員の定年等に関する条例の一部改正について

議案第6号 砺波地域消防組合個人情報保護に関する法律施行条例の制定について

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて

報告第3号 専決処分の報告について

（提案理由説明、一般質問・質疑、討論、採決）

日程第6 議員提出議案第1号 砺波地域消防組合議会の個人情報保護に関する条例の制定について

（提案理由説明、質疑、討論、採決）

追加日程 議案第7号 砺波地域消防組合監査委員の選任について（議選委員）

（提案理由説明、採決）

追加日程 議案第8号 砺波地域消防組合監査委員の選任について（識見委員）

（提案理由説明、採決）

1. 開議及び閉議の日時

2月16日 午後 4時00分 開議

2月16日 午後 5時20分 閉議

1. 出席議員（12名）

1番 石川 弘 君	2番 古 軸 裕 一 君
3番 義 浦 英 昭 君	4番 福 島 正 力 君
5番 川 辺 一 彦 君	6番 水 口 秀 治 君
7番 中 田 正 樹 君	8番 石 田 義 弘 君
9番 大 楠 匡 子 君	10番 今 藤 久 之 君
11番 才 川 昌 一 君	12番 山 森 文 夫 君

1. 欠席議員（なし）

1. 説明のため議場に出席した者の職・氏名

管理者 夏 野 修 君 副管理者 桜 井 森 夫 君

副管理者	田中幹夫君	監査委員	佐野勝隆君
会計管理者	東川弘美君	消防長	下保範翁君
次長	久保剛志君	次長	常本保広君
総務課長	東健一郎君	予防課長	浦嶋郁夫君
砺波消防署長	加藤裕久君	小矢部消防署長	吉田正志君
南砺消防署長	石村勝一君		

1. 職務のため議場に出席した事務局職員

総務課企画管財係長 大家吉弘

1. 会議の経過

午後 4時00分 開会

開会・開議

○議長（才川昌一君） ただ今の出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより、令和5年2月砺波地域消防組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。地方自治法第121条の規定に基づき、夏野管理者ほか関係者の出席を求めてあります。次に、お手元に配付のとおり監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の報告を受けておりますので、ご確認をお願いいたします。

これで諸般の報告を終わります。

日程第1

議席の指定

○議長（才川昌一君） これより、本日の日程に入ります。

日程第1 議席の指定を行います。

小矢部市から選出されました中田議員は、会議規則第3条第1項及び第2項の規定により、ただ今ご着席のとおり指定いたします。

日程第2

議席の一部変更

○議長（才川昌一君） 次に、日程第2 議席の一部変更を議題といたします。

本定例会の議員の議席の指定に関連し、会議規則第3条第3項の規定により、議席の一部を変更いたします。

変更後の議席は、お手元に配付の座席表のとおりであります。

日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（才川昌一君） 次に、日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第105条の規定により議長において、7番 中田正樹君、8番 石田義弘君を指名いたします。

日程第4 会期の決定

○議長（才川昌一君） 次に、日程第4 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本2月定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（才川昌一君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

ここで、暫時休憩といたします。

午後 4時08分 休憩

午後 4時09分 再開

○副議長（川辺一彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（議長の辞職）

○副議長（川辺一彦君） 休憩中に議長 才川昌一君から、議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（川辺一彦君） ご異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を本日の日程に追加し、直ちに議題といたします。職員に議長の辞職願を朗読させます。

○事務局（大家吉弘君） 辞職願。一身上の都合により砺波地域消防組合議会議長の職を辞したいので、許可されるようお願い出ます。令和5年2月16日、才川昌一。

○副議長（川辺一彦君） お諮りいたします。議長 才川昌一君の辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（川辺一彦君） ご異議なしと認めます。よって、才川昌一君の議長の辞職を許可することに、決定いたしました。

〔11番 才川昌一君 入場〕

（議長の選挙）

○副議長（川辺一彦君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（川辺一彦君） ご異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選により行いたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（川辺一彦君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は、副議長において指名することといたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（川辺一彦君） ご異議なしと認めます。よって、指名の方法は、副議長において指名することに決定いたしました。

砺波地域消防組合議会議長に今藤久之君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、副議長において指名いたしました今藤久之君を、砺波地域消防組合議会議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（川辺一彦君） ご異議なしと認めます。よって、今藤久之君が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました、今藤久之君が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

議長に当選されました今藤久之君から、当選承諾及び就任のご挨拶をいただきたく、ご登壇をお願いいたします。

〔議長 今藤久之君 登壇〕

○議長（今藤久之君） 一言ご挨拶を申し上げます。ただいまは、議員各位のご推挙を賜り、議長に就任をさせていただきました。誠に光栄であり、責任の重大さを痛感しているところでございます。

つきましては、小矢部市、南砺市、砺波市の安全、生命、財産を守るため、更なる消防力の向上を目指しますとともに、市民の皆様の声を消防行政に反映できますよう議会運営に努め、職責を全うしたいと考えております。

議員各位のご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げまして、議長就任あいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（川辺一彦君） この際、暫時休憩いたします。議長席を交代いたします。

午後 4時13分 休憩

午後 4時15分 再開

○議長（今藤久之君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（副議長の辞職）

○議長（今藤久之君） ただいま、副議長 川辺一彦君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。副議長辞職の件を本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今藤久之君） ご異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を本日の日程に追加し議題といたします。職員に副議長の辞職願を朗読させます。

○事務局（大家吉弘君） 辞職願。一身上の都合により砺波地域消防組合議会副議長の職を辞したいので、許可されるようお願い出ます。令和5年2月16日、川辺一彦。

○議長（今藤久之君） お諮りいたします。副議長 川辺一彦君の辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今藤久之君） ご異議なしと認めます。よって、川辺一彦君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

〔5番 川辺一彦君 入場〕

（副議長の選挙）

○議長（今藤久之君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今藤久之君） ご異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今藤久之君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法は、議長において指名することといたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今藤久之君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

砺波地域消防組合議会副議長に義浦英昭君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました義浦英昭君を、砺波地域消防組合議会副議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今藤久之君） ご異議なしと認めます。よって、義浦英昭君が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました、義浦英昭君が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

副議長に当選されました、義浦英昭君から、当選承諾及び就任のご挨拶をいただきたく、ご登壇をお願いいたします。

〔副議長 義浦英昭君 登壇〕

○副議長（義浦英昭君） ただいま、議員の皆様方のご推挙によりまして副議長に選出をいただき、光栄に存じております。

議長の補佐役として砺波地域の消防行政発展のため、円滑な議会運営に向けて、誠心誠意努力をしてまいり所存でございます。何とぞ、皆様方のご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして、就任のあいさつといたします。どうぞよろしくをお願いいたします。（拍手）

○議長（今藤久之君） この際、暫時休憩いたします。

午後 4時20分 休憩

午後 4時21分 再開

○議長（今藤久之君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（議会運営委員会補欠委員の選任）

○議長（今藤久之君） 開会中に、議会運営委員を辞任したい旨の申し出があり、これを許可いたしました。

この際、議会運営委員会委員の選任を日程に追加し、直ちに選任いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今藤久之君） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員の選任を日程

に追加し、直ちに選任することに決定をいたしました。

議会運営委員会委員の選任につきましては、砺波地域消防組合議会運営委員会条例第4条の規定に基づき、石田義弘君、川辺一彦君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長において指名しました石田義弘君、川辺一彦君を、砺波地域消防組合議会運営委員会委員とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今藤久之君） ご異議なしと認めます。よって、石田義弘君、川辺一彦君が、砺波地域消防組合議会運営委員会委員に選任されました。

日程第5

議案第1号から議案第6号まで及び報告第1号から報告第3号まで

○議長（今藤久之君） 次に、日程第5 議案第1号から議案第6号まで、令和5年度砺波地域消防組一般会計予算ほか5件及び報告第1号から報告第3号まで、専決処分の承認を求めることについてほか2件を一括議題といたします。

（提案理由説明）

○議長（今藤久之君） 提案理由の説明を求めます。

管理者 夏野 修君。

〔管理者 夏野 修君 登壇〕

○管理者（夏野 修君） 令和5年2月砺波地域消防組合議会の開会に当たり、提出いたしました令和5年度砺波地域消防組一般会計予算をはじめとする諸案件につきまして、その概要と管内の火災・救急の状況等について申し上げ、議員各位をはじめ市民の皆さんのご理解とご協力をお願い申し上げたいと存じます。

また、今ほどは、議長及び副議長選挙によりまして、議長に今藤久之氏、副議長に義浦英昭氏がそれぞれご就任されました。両氏には、心からお祝いを申し上げますとともに、円滑な議会運営を通して、本組合の更なる発展にご尽力いただきますようお願いを申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症について申し上げます。感染症法上の位置づけが現在の「2類相当」から季節性インフルエンザと同じ「5類」へ引き下げられることにより、医療機関の対応や感染予防対策が見直されることとなりますが、本組合においては、感染状況や国をはじめ関係機関からの指針などの状況を見極めながら、引き続き、業務に支障が出ないよう職員の感染対策には細心の注意を払い、救急搬送等に当たってまいります。

次に、本組管内における昨年一年間の火災、救急等の状況について申し上げます。まず、

火災発生件数につきましては21件であり、一昨年に比べ7件減少いたしましたものの、昨年3月には、小矢部市浅地地区において住宅や納屋など21棟を焼く大火が発生しております。まだまだ暖房器具が必要な日が続きますが、火災の発生には十分警戒し、構成市や消防団等と連携した防火啓発活動を継続してまいります。

次に、救急出場件数につきましては、一昨年に比べ536件増加し、5,139件となり、組合設立以来最多の件数となりました。高齢化がさらに進むなか、今後も救急件数は、増加傾向になるものと考えており、引き続き、救急救命士の養成や応急手当技術の向上など救急体制の充実に努めてまいります。

次に、救助出動件数につきましては91件で、一昨年に比べ21件の増加となりました。なお、近年、全国的に多発しております集中豪雨等による土砂災害等自然災害の発生を踏まえ、3月に総務省消防庁より全天候型ハイスペックドローンが、今年度は県内の消防本部で1台、本組合消防本部に無償配備されます。今後、捜索救助隊及び潜水救助隊を中心に講習会等へ参加させ、操縦できる人員を養成し、災害活動現場で有効に活用していきたいと考えております。

それではこれより、提出いたしました議案についてご説明申し上げます。

まず、議案第1号 令和5年度砺波地域消防組合一般会計予算につきましては、歳入歳出予算総額22億1,600万円で、前年度に比較し、8,200万円の増としたところであります。主要事業として、消防ポンプ車と救急車両の更新、5年ごとのはしご車のオーバーホール等を行うほか、職員の資質向上として救急救命東京研修所、消防大学校への派遣費等を計上しております。

次に、議案第2号 令和5年度砺波地域消防組合歳入予算における構成市の分担金の額につきましては、前年度の消防費基準財政需要額割に加え、人口割や署員数割による共通分担金と高速道路救急業務支弁金や消防署建設に伴う公債費償還金等の特別分担金の二本立てとなっており、構成市からの分担金の額としまして、砺波市には6億8,057万7千円を、小矢部市には4億7,588万8千円を、南砺市には9億4,858万5千円をお願いしようとするものであります。

次に、議案第3号の令和4年度砺波地域消防組合一般会計補正予算（第2号）につきましては、指揮車、これは無線中継車であります。について、世界的な流通の乱れにより部品調達が滞り、車両の取得が年度を超えることになるため、繰越明許とするものであります。また、4月当初から実施が必要な事業に関し、債務負担行為を設定するものであります。

次に、議案第4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、職員の定年引き上げに関し、職員の定年等に関する条例以外の条例改正を行うものであります。

次に、議案第5号 砺波地域消防組合職員の定年等に関する条例の一部改正につきましては、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用するため、職員の定年引き上げに関し、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第6号 砺波地域消防組合個人情報保護に関する法律施行条例の制定につきましては、従来の個人情報保護に関する法律が統合されることに伴い、条例を制定し所要の規定整備を行うものであります。

次に、報告第1号及び第2号 専決処分の承認を求めることにつきましては、それぞれ、専決処分第1号 砺波地域消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきまして、国家公務員に係る「妊娠・出産育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」に準じ、所要の改正を行うもの、また、専決処分第3号 砺波地域消防組合職員の給与に関する条例等の一部改正につきまして、国の人事院勧告に伴う当組合職員の給与条例の一部改正を行うものでございます。

次に、報告第3号 専決処分の報告につきましては、専決処分第2号 損害賠償請求に係る和解及び損害賠償額決定につきまして、昨年9月に南砺市山見地内で発生した水利調査中の車両損傷事故について報告するものであります。

以上、消防行政の近況と本日提出しました議案等の説明といたします。何とぞ、ご審議のうえ、可決又は承認いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（今藤久之君） この際、暫時休憩します。

午後 4時30分 休憩

全員協議会

議会運営委員会

午後 4時42分 再開

○議長（今藤久之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで申し上げます。会議規則第8条の規定により、会議時間は午後5時までとなっておりますが、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

（議会運営委員会委員長、副委員長の互選結果報告）

○議長（今藤久之君） まず、議会運営委員会委員長、副委員長の互選結果について報告いたします。

議会運営委員会において互選の結果、委員長に古軸裕一君、副委員長に福島正力君が当選されましたので、ご報告いたします。

（提出議案に対する質疑・一般質問）

○議長（今藤久之君） それでは、これより一般質問並びに提出案件に対する質疑に入ります。

す。

通告により発言を許します。

9番 大楠匡子君

〔9番 大楠匡子君 登壇〕

○9番（大楠匡子君） 議長のお許しを得ましたので、通告に従い質問と提案をさせていただきます。

1つ目として、令和5年度の消防活動費についてお伺いします。令和5年度の予算案を見ますと、主要事業として、砺波消防署に配備している水槽付き消防ポンプ自動車の更新、砺波消防署庄東出張所の救急車両等の更新、また、砺波消防署に配備しているはしご車について、オーバーホールを行う予定となっておりますが、依然として、人件費、扶助費、公債費の義務的経費の割合が81パーセントと高くなっています。その他、高度化する救急業務や傷病者の高度化に対応する救急救命士の養成に職員1名を、感染防止対策の強化を図るとともに、救急業務の質向上のために職員1名を派遣されるとともに、消防大学校への派遣も予定されています。人の命を守るための危険な活動を伴う消防活動でありますので、人件費は必要であり、このような技術習得や資質向上を図る機会を積極的に進めていただきたいと思うのです。

昨年の10月16日にクロスランドおやべを会場として行われた「富山県総合防災訓練」では、倒壊建物からの救出訓練として、パワーショベルなどの重機を使って訓練が行われたと聞いています。重機を使った訓練としては、令和3年7月5日に南砺市で土砂に生き埋めされた人を想定した救出訓練や、同年6月2日に砺波市で大地震を想定した訓練として、旧チューリップタワーからの人命救助訓練が行われています。

いずれも、消防庁から県内に初めて貸与された重機を使って訓練が行われたようですが、このような訓練は、定期的に行うことが重要であると思います。令和5年度の重機を使った訓練の予定と令和5年度以降の救急救命士の養成等、資質向上、技術習得研修の派遣計画についてお聞かせください。

○議長（今藤久之君） 答弁を求めます。消防長 下保範翁君

〔消防長 下保範翁君 登壇〕

○消防長（下保範翁君） 1項目めの「令和5年度の消防活動費について」の「重機を使った訓練の予定と令和5年度以降の救急救命士の養成等、資質向上、技術習得研修の派遣計画について」のご質問にお答えいたします。

まず、はじめに重機の取り扱い訓練につきましては、捜索救助隊員20名が重機を操作するために必要な資格を取得し、令和4年度には33日、110時間の訓練を実施しております。また、議員が述べられた訓練に加え、砺波市、南砺市総合防災訓練や各種訓練に積極的

に参加しております。令和5年度におきましては、一層の技術、技能向上を図るため、充実した訓練を計画してまいります。

次に、救急救命士の養成等資質向上、技術習得研修の派遣計画につきましては、令和4年の救急救命士の救急車への搭乗率は、97.2パーセントであり、救急救命士搭乗率100パーセントの目標達成に向けて、毎年、職員を研修所へ派遣、或いは、救急救命士資格を有する者、または、資格取得予定者を新規採用する予定としております。更に、救急救命士の生涯教育として、症例検討会や各種学会への参加、構成3市の公立、公的病院での病院内研修など、計画的に取り組みに努めてまいります。

その他、救急関係の資質向上につきましては、専門的教育を受講した職員が伝達講習を行うことや、高岡市、射水市、本組合で構成しております県西部消防機関連絡会において、救急をはじめ様々な分野の研修や検証等を行っております。

次に、消防大学校への派遣につきましては、専門的教育を受けた職員の必要人数の目標をそれぞれ設けた計画に基づき実施しております。

また、県消防学校の各専科の派遣につきましても、県が定める教育計画に基づき、毎年、複数名の職員を派遣いたします。

これら必要な教育等を受講させ、それぞれ専門的知識を習得し、複雑多様化する災害に対応できる人材育成と女性の活躍推進に努めてまいります。

以上、消防活動費については、必要最小限で最大の効果を得られるよう予算要求するなか、特に力を入れたものは、人に対するものであり、スキルアップに係る経費をできる限り維持し、人に対する投資を手厚く行い、職員の能力向上を図ることにより、組織力の強化に繋がることで住民の皆さんが安全安心して暮らせるよう計画的に教育を進めてまいります。以上であります。

○議長（今藤久之君） 9番 大楠匡子君
〔9番 大楠匡子君 登壇〕

○9番（大楠匡子君） 2つ目として、定年引き上げによる影響についてお伺いいたします。
令和5年4月1日から2年に1歳ずつ定年が引き上げられることとなりますが、現在の職員の年齢構成を見ますと、退職予定者数には年度によりバラツキがあります。

そこでまず、砺波地域消防組合の規模における職員定数をどのように考えておられるのか、また、今後の職員の採用計画についてのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。加えて、定年引き上げによる人件費の見込みについてもお聞かせください。

○議長（今藤久之君） 答弁を求めます。消防長 下保範翁君
〔消防長 下保範翁君 登壇〕

○消防長（下保範翁君） 2項目めの「定年引き上げによる影響について」のご質問にお答えいたします。まず、1点目の「定年延長導入に伴う職員定数適正規模と今後の職員採用計画について」のご質問にお答えいたします。

本消防組合では、職員定数を186名と定めておりますが、管轄する面積や人口規模など類似団体と比較すると、本組合の職員定数が少ない状況であり、職員定数適正規模について検討すべきと考えております。定年引き上げ後も、安全安心を実感していただくため、消防体制の維持、強化が必要であると考えており、災害出動の増加による対応が複雑、多様化していることや、防火対象物が増加しているなか、事故発生抑止のための立入検査の要員不足が生じているのが現状であります。

また、これまでの様々な事情により多数を採用した年度や、新規採用者のない年度があるため、職員の年齢構成のバラツキが大きい状態であるため、健全な組織維持には、全年齢がバランスよく配置されていることが望ましいと考えております。

職員採用計画につきましては、定年延長導入とともに、職員定数適正規模に合わせて、消防力の強化と多様化への対応、退職者の補充のため、必要となる職員数を明確にすることで採用者数を定めていきたいと考えております。

次に、2点目の「定年延長制度導入に伴う人件費の見込みについて」のご質問にお答えいたします。定年引き上げに伴う人件費の見込みであります。定年引き上げにより勤務延長した職員の給与は、延長前の7割水準と定められており、定年延長職員と新規採用職員の人件費を比較すると、定年延長職員が月額で60,000円余り高額であります。新規採用職員の人材育成、研修費や被服費、装備品費などを含めると、年額では同額となると試算しています。また、勤務延長を希望する職員には、定数に含まれる隔日勤務を行う場合と、定数外の定年前短時間再任用勤務を行う場合があります。職員の意向により対応することとなります。

定年延長制度の導入に伴う高齢期職員の適材適所の配置、職員の年齢構成の偏りなどの課題に対応するため、職員定数の見直しを検討することで、人件費見込みについて、精査してまいりたいと考えております。以上であります。

○議長（今藤久之君） 9番 大楠匡子君

〔9番 大楠匡子君 登壇〕

○9番（大楠匡子君） 3つ目として、女性消防吏員の活躍推進に向けた取り組みについてお伺いします。

昭和44年に初めて女性消防吏員の採用が始まってから、40数年が経過しました。この間、少しずつ女性消防吏員は増加し、職域の拡大も図られていますが、平成27年4月現在で、全国の女性消防吏員は3,850人、全消防吏員の2.4パーセントと未だ低い水準となっています。また、全消防本部の約4割にあたる288本部が、所属する女性消防吏員が

全くいない状況であったことを踏まえ、消防庁は「消防本部における女性消防吏員の更なる活躍に向けた取り組みの推進について」各都道府県知事に要請しています。

砺波地域消防組合には女性吏員が現在5名おり、これまでの取り組みの成果であると思っておりますが、比率はまだ2.7パーセントであります。私が言うまでもなく、女性吏員がいるメリットはたくさんあります。窓口業務では、女性特有の気遣いやソフトな対応が好評であったり、AED講習では、女性の下着の着脱質疑など、女性同士だからこそその質問がしやすかったりしています。このように女性消防吏員を増やすことは市民サービスの向上を図るうえで大変重要であると考えます。

消防庁は、女性消防吏員の活躍推進に向けた取り組みとして、1女性消防吏員の計画的な増員、女性消防吏員の比率を令和8年度までに5パーセントに引き上げる、2適材適所を原則とした女性消防吏員の職域の拡大、3ライフステージに応じた様々な配慮、4消防長等本部幹部職員の意識改革を掲げています。

そこで、女性消防吏員の活躍推進に向けた取り組みについて、3つの観点からお伺いいたします。まず、1つ目、女性消防吏員を増やすための取り組みとして、更に一步進んだ積極的なPR活動を進めていただきたいと思います。消防を自らの職業として選択肢に含める女性を増やすため、具体的な業務内容や勤務条件等を含め、消防の仕事の魅力について、積極的にPRすることが重要です。また、消防は、女性が活躍できる職場であることの理解を深めるための説明会等を行うことも必要です。本署では、中学生の14歳の挑戦で、女子生徒の体験を受け入れておられますが、大学生向けの職場体験などを実施することも必要ではないでしょうか。その他、ホームページやブログを使って、子育てに奮闘しながら業務に励む女性職員の日常生活を紹介するPR方法もあります。女性消防吏員を増やすための積極的なPR活動についてお考えをお聞かせください。

2つ目として、適材適所を原則とした女性消防吏員の職域の拡大についてお伺いします。性別を理由として従事できる業務を制限しないことを理解し、女性消防吏員の意欲と適正に応じた人事配置を進めていただきたいと思います。お考えをお聞かせください。

3つ目として、ライフステージに応じた様々な配慮についてお伺いします。女性消防吏員が圧倒的に少ないという現状から、女性消防吏員が仕事をしていく上で、適切な援助や助言を得ることができる相談窓口などの設置が必要ではないかと考えます。また、育児休業からスムーズに職務に復帰し、自身のキャリアを積み重ねていくために、育休中の職員に対する業務関係情報の提供、職場復帰時における研修の実施等の支援策を講じるなどの、ライフステージに応じた様々な配慮が必要であると考えます。何より、育児休業等を取りやすい環境作りを進めることは、言うまでもありません。女性消防吏員が増え、市民生活の安心、安全が更に守られる地域となるよう、職場環境を整備し、女性消防吏員を増やすための取り組みをしっかりと進めていただきたいと思います。お考えをお聞かせください。

以上で私の質問を終わります。

○議長（今藤久之君） 答弁を求めます。消防長 下保範翁君
〔消防長 下保範翁君 登壇〕

○消防長（下保範翁君） 3項目めの「女性消防吏員の活躍推進に向けた取り組みについて」のご質問にお答えいたします。まず、1点目の「女性消防吏員を増やすための取り組みについて」のご質問につきましては、現在、本消防組合の女性消防吏員の割合は、議員が述べられたとおりでございます。近年の職員採用試験において、応募者が採用予定者数を上回っている状況であり、中には女性の応募者も少数はおりますが、厳正な選考の結果、採用には至っておりません。なお、高等学校等での消防業務説明会や職場体験は、ご依頼があれば通常業務に支障がない限り、お受けしている状態です。今後とも柔軟な対応をするよう工夫するほか、女性消防吏員増加のため、PR活動として、ホームページや市報などでの広報活動を更に活発にするとともに、現役の女性消防吏員自らが高等学校等へ出向いて、その声を聴いていただき、消防職場の不安や偏見を払拭して、女性の消防業務への関心を広めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の「適材適所を原則とした女性消防吏員の職域の拡大について」のご質問につきましては、本組合において、昇任試験及び役職への登用については、性別による差は一切なく、男女公平平等であります。また、人員配置については、毎年、職員面談を実施し、職場の適性、心身の健康状態及び異動希望等の確認をし、意欲と適性に応じた配置を心がけております。

次に、3点目の「ライフステージに応じた様々な配慮について」のご質問につきましては、女性消防吏員が仕事をしていく上で相談できる窓口としては、消防本部及び各消防署にハラスメント等相談窓口を設置するなど相談しやすい体制づくりを進めております。また、女性消防吏員が妊娠、出産する場合は、出産、育児休業が希望どおり取得することができ、かつ、本組合の消防業務に支障が出ない体制にしており、女性の育児休業取得率は、100パーセントであります。なお、育児休業は最大で3年間取得することができますが、その間、必要に応じて連絡を取り合い、復帰する際は、スムーズに復帰ができるようフォローアップを行っております。また、本人の要望に応じて、災害現場等危険な業務に向かうのではなく、日勤事務作業から始めるなどの配慮をしております。

以上、女性消防吏員にとって、働きやすくやりがいを感じる環境づくりを行い、女性消防吏員の活躍推進に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（今藤久之君） 以上で、一般質問並びに提出案件に対する質疑を終わります。

（討 論）

○議長（今藤久之君） これより討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。
以上で討論を終わります。

(採 決)

○議長（今藤久之君） これより採決に移ります。

議案第1号から議案第3号までの3件について、一括して採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号 令和5年度砺波地域消防組合一般会計予算、議案第2号 令和5年度砺波地域消防組合歳入予算における構成市の分担金の額について、議案第3号 令和4年度砺波地域消防組合一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（今藤久之君） 起立全員であります。よって、議案第1号から議案第3号までについては、原案のとおり可決されました。

(採 決)

○議長（今藤久之君） 次に、議案第4号から議案第6号までの3件について、一括して採決いたします。

お諮りいたします。議案第4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第5号 砺波地域消防組合職員の定年等に関する条例の一部改正について、議案第6号 砺波地域消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（今藤久之君） 起立全員であります。よって、議案第4号から議案第6号までについては、原案のとおり可決されました。

(採 決)

○議長（今藤久之君） 次に、報告第1号及び報告第2号の2件について、一括して採決いたします。

お諮りいたします。報告第1号 専決処分の承認を求めることについて 砺波地域消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて 砺波地域消防組合職員の給与に関する条例等の一部改正について、原案の

とおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（今藤久之君） 起立全員であります。よって、報告第1号及び報告第2号については、原案のとおり承認されました。

日程第6

議員提出議案第1号

○議長（今藤久之君） 次に、日程第6 議員提出議案第1号 砺波地域消防組合議会の個人情報保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

（提案理由説明）

○議長（今藤久之君） 提案理由の説明を求めます。

2番 古軸裕一君。

[2番 古軸裕一君 登壇]

○2番（古軸裕一君） 提出いたしました、議員提出議案第1号 砺波地域消防組合議会の個人情報保護に関する条例の制定につきまして、提案理由の申し述べます。

個人情報保護に関する法律、平成15年法律第57号が改正され、国の機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体について、それぞれ分かれていた個人情報保護制度が一本化されることに伴い、地方公共団体における個人情報の取り扱いも、個人情報保護に関する法律が適用されることになりました。

一方、本組合議会を含む地方議会は、その適用外となることから、砺波地域消防組合議会が保有する個人情報に関して、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取り扱いに関し、必要な事項を定めるものであります。

以上、議員各位には、この趣旨をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

（提出議案に対する質疑）

○議長（今藤久之君） これより、提出議案に対する質疑に入ります。

通告がありませんので、質疑なしと認めます。

以上で、提出議案に対する質疑を終わります。

(討 論)

- 議長（今藤久之君） これより討論に入ります。
通告がありませんので、討論なしと認めます。
以上で討論を終わります。

(採 決)

- 議長（今藤久之君） これより採決に移ります。
議員提出議案第1号について、採決いたします。
お諮りいたします。議員提出議案第1号 砺波地域消防組合議会の個人情報保護に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

- 議長（今藤久之君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第1号については、原案のとおり可決されました。

(監査委員の選任について)

- 議長（今藤久之君） ただいま、管理者から議案第7号 砺波地域消防組合監査委員の選任についてが提出されました。

- 議長（今藤久之君） お諮りいたします。この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（今藤久之君） ご異議なしと認めます。よって、議案第7号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。これより、議案第7号を議題といたします。

(提案理由説明)

- 議長（今藤久之君） 提案理由の説明を求めます。
管理者 夏野 修君
〔管理者 夏野 修君 登壇〕

- 管理者（夏野 修君） ただいま、追加提案いたしました議案第7号 砺波地域消防組合

監査委員の選任につきまして、ご説明申し上げます。

議員のうちから選任されておりました石田義弘氏が令和4年9月1日付けで任期満了となり、空席となっておりました後任の監査委員に、水口秀治氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。よろしくご審議をいただき、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（今藤久之君） お諮りいたします。議案第7号については、事情十分にご了承のことと存じますので、この際、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今藤久之君） ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は、この際、直ちに採決することに決定しました。

（採 決）

○議長（今藤久之君） お諮りいたします。議案第7号 砺波地域消防組合監査委員の選任について、原案に同意することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今藤久之君） ご異議なしと認めます。よって、議案第7号については、原案に同意することに決定いたしました。

（監査委員の選任について）

○議長（今藤久之君） 続いて、管理者から議案第8号 砺波地域消防組合監査委員の選任についてが提出されました。

〔代表監査委員 佐野勝隆君 退場〕

○議長（今藤久之君） お諮りいたします。この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今藤久之君） ご異議なしと認めます。よって、議案第8号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。これより、議案第8号を議題といたします。

(提案理由説明)

○議長（今藤久之君） 提案理由の説明を求めます。

管理者 夏野 修君

〔管理者 夏野 修君 登壇〕

○管理者（夏野 修君） ただいま、追加提案いたしました議案第8号 砺波地域消防組合 監査委員の選任につきまして、ご説明申し上げます。

識見を有する者のうちから選任する砺波地域消防組合監査委員につきましては、現委員の佐野勝隆氏が来る3月28日をもって任期満了となりますので、引き続き、同氏を監査委員として選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。よろしくご審議をいただき、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（今藤久之君） お諮りいたします。議案第8号については、事情十分にご了承のことと存じますので、この際、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今藤久之君） ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は、直ちに採決することに決定しました。

(採 決)

○議長（今藤久之君） お諮りいたします。議案第8号 砺波地域消防組合監査委員の選任について、原案に同意することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今藤久之君） ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は、原案に同意することに決定いたしました。

〔代表監査委員 佐野勝隆君 入場〕

○議長（今藤久之君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました全案件の審議は、すべて終了いたしました。

閉会の挨拶

○議長（今藤久之君）　ここで、田中副管理者から挨拶があります。

〔副管理者　田中幹夫君　登壇〕

○副管理者（田中幹夫君）　砺波地域消防組合議会 2 月定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいまは、提案いたしておりました案件につきまして、可決並びに承認をいただき、誠にありがとうございました。

令和 5 年度一般会計予算として、22 億 1,600 万円と、前年度比 8 千 200 万円の増加となりました。主たる要因は、経常的な経費である人勸に伴う人件費の増加や、電気料金、燃料代等の値上げによる施設維持管理費の増加によるものでございます。

構成市の財政状況が厳しいなかではありますが、職員の資質向上のために救急救命士養成や消防大学校への派遣等は、積極的に行うこととし、また、車両更新計画に基づく砺波消防署配備の水槽付き消防ポンプ自動車の更新や、庄東出張所配備の高規格救急自動車の更新など、消防力強化に向けた施策を着実に進めていきたいと考えております。引き続き、議員各位の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

また、この本定例会におきまして、議会役員等の人事が円満に決定されました。当選されました今藤議長、義浦副議長並びに議会運営委員会、古軸委員長、福島副委員長のご就任を心からお祝い申し上げますとともに、新たに議員選出の監査委員となられました水口議員には、適正な予算執行に向け、その監視役としてのご指導いただきますよう、お願い申し上げます。また、佐野監査委員におかれましては、2 期目となりますが、引き続きご指導くださいようお願いいたします。

結びになりますが、議員各位には、ご健勝で、益々ご活躍されますことをご祈念申し上げ、簡単ではございますが、定例会閉会にあたってのごあいさつとさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

閉会の宣言

○議長（今藤久之君）　これをもちまして、令和 5 年 2 月砺波地域消防組合議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

午後　5 時 20 分　閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年 2月16日

議 長 今藤 久之

署名議員 中田 正樹

署名議員 石田 義弘